

伐採後の造林計画を天然更新で計画している森林所有者様へ

1. 森林所有者等の責務について

森林所有者等は森林・林業基本法第9条により、同法の基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならないと規定されています。また森林所有者等は、市町村森林整備計画を遵守し森林の施業・保護の実施することを旨とするよう定められています。(森林法第10条の7)

2. 市町村森林整備計画の遵守について

市町村森林整備計画では、地域の森林に対する期待度に応じた施業方法を定めています。森林所有者等は、この施業方法を遵守することが求められています。

3. 伐採及び伐採後の造林の届出書提出後の現地確認について

市町村は届出書の提出を受け、現地確認を実施します。現地確認の結果、次に掲げる状況が認められると判断される時は、届出書の内容の変更をお願いする場合があります。

- ①母樹や更新木が無い、環境が劣悪などの理由で、天然更新が期待出来ない場合
- ②伐採により森林の持つ公益的機能が大きく損なわれると判断された場合
- ③森林の持つ公益的機能の保持が強く求められる場合

※市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とされている場合は、天然更新での伐採及び伐採後の造林の届出書の受理は出来ません。

4. 天然更新完了確認について

伐採及び伐採後の造林の届出書で、天然更新を計画している場合、市町村は、伐採終了から5年後に天然更新の完了確認を行うこととなっています。

5. 天然更新が認められない場合について

天然更新完了確認調査の結果、天然更新が完了したと認められない場合は、森林所有者等は市町村森林整備計画に適合した植栽等を行うことが義務づけられています。

なお、森林法第3条により、売買等で所有者が変更された場合は新たに所有者になった人がその責務を負うこととなります。

6. 天然更新の完了の基準について

各階層毎の期待成立本数の10分の3に達することで天然更新完了とします。

詳細は別紙及び天然更新模式図を参考にしてください。

7. 人工造林と造林補助について

(1)5年後の天然更新完了確認により、天然更新が未了と判断された場合、2年以内に天然更新補助作業・人工造林のいずれかで、確実な更新を図ることになります。

(2)森林経営計画に基づく優遇措置

市町村森林整備計画に適合した伐採による人工造林を行う場合は、造林補助を受けることができますが、森林経営計画に基づく造林であれば、より高い補助を受けることができます。

森林経営計画は、市町村森林整備計画に適合した森林整備を行う内容の計画です。森林整備に関する各種補助の他に、税制上の優遇措置があります。

①造林補助制度

・森林環境保全直接支援事業（国の補助）

伐採および伐採後の造林届出書による造林計画による場合、実質補助率36%

森林経営計画に基づく森林整備の場合、実質補助率68%

・未来につなぐ森づくり推進事業（北海道及び市町村の補助）

原則として公益性の高い森林を伐採し、造林する等の場合に北海道16%、市町村10%、補助率上乘せされます。伐採届け書による場合は1箇所当たり3ha以内、森林経営計画に基づく場合は、5ha以内の造林を対象にしています。

※所有者負担額①・・・伐採および伐採後の造林届出書に基づき造林する場合等

所有者負担額②・・・森林経営計画に基づき造林する場合等

所有者負担額③・・・森林経営計画に基づき、かつ未来につなぐ森づくり推進事業による補助が適用された場合等

樹種	おおよその事業費	おおよその所有者負担額① (実質補助率36%)	おおよその所有者負担額② (実質補助率68%)	おおよその所有者負担額③ (実質補助率94%)
カラマツ	48～60万円	30万～38万円	15万～19万円	3万～4万円
トドマツ	76～94万円	49万～60万円	24万～30万円	4万～6万円

※おおよその事業費と所有者負担額の比較表

②相談窓口等

市町村森林整備計画に適合した伐採届出書による場合は、伐採後でも森林経営計画に加入出来ます。補助申請にかかる手続きも森林計画作成主体で行いますので森林所有者等の負担が軽減されます。また税制での優遇措置の適用されます。

加入を検討される場合は最寄りの森林組合にご相談ください。

ようてい森林組合京極本所：虻田郡京極町字春日170番地

：電話 0136-42-2211

//（倶知安事業所）：虻田郡倶知安町北3条東4丁目

：電話 0136-22-3905

//（北後志事業所）：余市郡余市町大川町2丁目26番地

：電話 0135-23-3684

③森林経営計画における税制上の優遇措置

林野庁ホームページ「森林経営計画とは」で確認できます。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_6.html